

# 平成21年度 第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成21年7月9日(木) 15:30~17:00

2 開催場所 市役所5階 大会議室

3 出席者

委員：渡邊会長、秦副会長、有吉委員、片岡委員、加藤一雄委員、加藤禮子委員、坂上委員、續木委員、檜垣委員、藤田委員、山内委員(11名)

事務局：福祉部 部長・近藤、総括次長・神野

介護福祉課 副課長・加藤、係長・山本、係長・近藤

地域包括支援センター 所長・曾我部、副所長・三木、副所長・藤田

傍聴者：2名

4 会議内容 (1) 平成20年度の実績について

(2) 平成21年度地域密着型サービス事業者の公募結果について

5 議事録

事務局	定刻となりましたが、会議の開会に先立ちまして、福祉部長の近藤よりごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
事務局	それでは、渡邊会長、よろしくお願いいたします。
会長	みなさん、こんにちは。 本日、平成21年度第1回目の新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介します。新居浜市福祉施設協議会より、神野前委員の後任委員として藤田委員の推薦をいただきましたので、7月1日付けで委員に就任していただきました。 それでは、藤田委員さん、自己紹介をお願いしたいと思います。  《藤田委員あいさつ》

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、委員の出席状況をご報告いたします。本日の会議は、委員数15名に対し、現在出席委員9名で、推進協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題の(1)であります「平成20年度の実績」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成20年度の介護保険事業実績について報告いたします。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>まず、認定関係の数値でございますが、平成20年度末の新居浜市の高齢者＝住民基本台帳65才以上の人口は、32,442人で、19年度末より482人増え、高齢化率は25.8%となっております。認定者数については、6,883人で、147人の増となっております。要支援1、2の要支援者が1,700人、要介護1から5の要介護者が5,183人となっております。</p> <p>利用者数は5,570人で、171人の増となっており、利用率は80.9%となっております。</p> <p>サービス関係についてですが、在宅サービスの利用ベスト3は、平成20年度も過去同様に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の順番となっております。</p> <p>在宅及び施設の利用者実数は、在宅4,613人で151人の増、施設957人で20人の増となっております。</p> <p>次に、平成20年度の介護保険特別会計の決算状況について説明いたします。資料3ページをご覧ください。</p> <p>平成20年度決算は歳入99億6,652万601円に対し、歳出97億9,690万2,193円で決算し、余剰金1億6,961万8,408円については、平成21年度へ繰越としておりますが、国庫支出金、支払基金交付金について、翌年度精算により、1億707万4,979円を償還の予定にしております。平成21年度会計で精算することとしています。これにつきましては、9月議会において、補正予算を組み、償還いたしまして、準備基金に積み立てる予定としております。</p> <p>支出の主なものとして、総務費1億9,069万3,676円。これは、介護福祉課職員の人件費、事務費、認定審査会等にかかる経費となっております。</p> <p>保険給付費は、93億8,093万7,630円となっております。</p> <p>地域支援事業については、保健給付費見込額の3%の2億6,767万2,000円を計画しておりましたが、1.44%の1億3,462万7,010円の執行となっております。</p> <p>財政安定化基金拠出金の3,589万7千円は、平成15年度から17年度の第2期の保険料不足分として、1億769万1千円借り受けた財政安定化基金貸付金</p>

の償還金の額です。無利子で20年度までの3か年で償還しています

次に、左側の収入をご覧ください。

保険料は、17億41万8,270円となっております。現年度の徴収率は98.6%となり、前年度より0.1ポイントの減少となっております。

介護給付費の国庫負担金、県費負担金、2号保険料の支払基金交付金、新居浜市の一般会計からの繰入金については、翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。また、地域支援事業に対する交付金、一般会計繰入金についても介護給付費同様に翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。繰越金9,360万183円は、平成19年度の余剰金を繰越したものでございます。

4ページ、5ページは平成19年度、平成18年度のそれぞれ決算状況の表となっております。

それでは、事業計画から介護給付費を見てみます。資料の6ページをご覧ください。

左側が各サービスの種類です。右に平成12年度からのそれぞれの給付費を示しております。平成20年度については、給付費全体におけるサービスの占める割合＝構成比と平成19年度との対前年比を示しております。その右には、事業計画と実績との金額ベースの差及び執行率を示しております。

保険給付費につきましては、事業計画89億4,029万8千円に対し、93億8,093万8千円の実績となっております。執行率は104.9%、4億4,064万円超過となっております。また平成19年度と比べまして、4%、3億9,657万円3千円増加しております。

事業計画と大きく違ったものは、対計画の執行率では、増えた方で、認知症対応型通所介護の791%、小規模多機能型居宅介護の275%、額では、通所介護の4億8,638万8千円の増、ショート1億444万2千円の増、減った方では、執行率で、夜間対応型訪問介護12%、額では、訪問介護△1億3,144万2千円、通所リハ△1億3,009万2千円、老健△5,103万5千円となっております。

資料の7ページ以降は、サービス別の推移のグラフを載せておりますのでご確認ください。

続きまして、資料16ページの「高齢者福祉一般施策実施状況」についてご説明します。

高齢者福祉の一般施策については、国の三位一体の改革により、一般財源化されたものや、平成18年度からの国の補助事業、介護予防・地域支え合い事業が廃止となったことから、事業の見直しを行い、介護保険制度の地域支援事業へ移行できるものは地域支援事業へ移行し、その他継続して事業の実施が必要なものは市単独事業として継続して実施しております。

まず、生き生きデイサービス事業ですが、別子山地区を対象としたデイサービス事業です。平成20年度は、別子山地区で実施していた介護予防事業への参加者も含め、月2回実施し、登録者23人、延べ利用者数は、306人で、決算額は122万4千円です。

次に、老人短期入所事業ですが、高齢者を介護している介護者が病気や入院などの理由により、一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスでの老人短期入所に続き、1年間に1回限り、介護保険利用日数を含め連続30日の利用ができるというものですが、平成20年度の利用者はございませんでした。

次に、福祉電話貸与事業ですが、安否確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者の方で、市民税が非課税の方に、電話を貸与し、その基本料金を補助するものです。平成20年度は、43台貸与し、決算額108万4千円です。

次に、緊急通報体制整備事業ですが、これは、安否の確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者に、緊急通報装置を設置するものですが、平成20年度は376台設置し、緊急の対応救護が16件、救急が7件ありました。決算額は289万4千円です。

次に、見守り推進員活動事業についてですが、これは、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を見守る体制を作っていこうとするもので、社会福祉協議会へ委託し、概ね1週間に1回見守りを行っています。平成20年度は、209人の見守り推進員により、3,784人の独居高齢者を見守りました。決算額は353万6千円です。

次に、ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業です。6ヶ月以上ねたきりまたは重度の認知症の状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の方を対象に慰労金を支給するものです。平成20年度は、対象者103人に対し延べ835月分支給し、決算額は532万9千円となっております。

次に、ねたきり老人等整髪サービス事業についてですが、6か月以上ねたきりや認知症の状態にある人を対象に、年2回を限度に、訪問理美容を受けることができるサービスで、平成20年度は、延べ377回、220の方が利用しました。決算額は169万6千円です。

次に、老人クラブ助成事業ですが、平成20年度は単位老人クラブ数132団体、所属会員7,946人で、決算額は563万8千円です。

次に、老人広場整備事業ですが、地域での老人広場の使用において、赤土などの支給をするもので、平成20年度は、11か所へ計18万6千円を支給しました。

最後に、笑いの介護予防促進事業ですが、高齢者の健康づくりに対する啓発や閉じこもり等による認知症、寝たきり予防対策のため、認知症予防に期待のもてる「笑い」の健康効果に着目し、高齢者の皆さんに大いに笑っていただける介護予防寄席を開催する事業を平成18年度から実施しております。平成20年度は、市内4か所で開催し、480の方が参加しました。また、介護予防教室については、市内2つの公民館において、7か月間定期的に落語や講演等笑いを取り入れた教室を開催しました。計14回、869人が参加しました。決算額は180万円です。

平成20年度の高齢者福祉一般施策全体の決算額は2,338万7千円となっております。

以上で、「高齢者福祉一般施策実施状況」の説明を終わります。

続きまして、資料17ページ「地域支援事業の実施状況」についてご説明いたします。

まず、介護予防特定高齢者施策事業費ですが、これは、介護に至る前の虚弱な高齢者の方々に対し、介護予防の事業を実施し、介護の認定者を増やさないという目的の事業でございます。平成19年度まで市が実施しておりました基本健康診査に代わり、平成20年度から、実施主体が健保組合、国保等の医療保険者になり、メタボリックシンドローム対策を取り入れた新たな検診制度「特定健康診査」に移行しました。そのため、基本健康診査と同時に行われていた特定高齢者を把握するための生活機能評価健診も、その実施方法が変更となりました。前年度に特定高齢者であった方を中心に受診勧奨を行い、464人が特高齢者の候補者となり、192人の方が生活機能評価健診を受け、特定高齢者として決定された方は、123人でした。個別に事業への参加を勧奨いたしましたが、通所介護予防事業に結びついたのは、結果的に48人となっております。決算額は608万8千円です。

次に、介護予防一般高齢者施策事業ですが、介護予防教室につきましては、8か所の協力機関に委託し、15回開催し、述べ335人の方が参加しております。また、ふれあい・いきいきサロン等へ講師を10回派遣いたしました。その他、介護予防等の関係の各種パンフレットを作成いたしております。決算額は129万3千円です。

次に、総合相談権利擁護事業ですが、地域包括支援センターにおいて482件、8か所の協力機関において4,056件、計4,538件の相談を受け付けました。また、208件のケースを継続して支援しております。その他、成年後見制度に関するパンフレット及び認知症に対する理解と早期発見・早期治療を呼びかけるパンフレットを作成し、啓発に努めました。決算額は26万8千円でした。

次に、包括的継続的ケアマネジメント支援事業としまして、介護支援専門員を対象にした研修会を3回開催しました。また、各小学校区ごとに民生委員、見守り推進員、自治会役員等が構成員となっております地域ケアネットワーク推進協議会を62回開催いたしました。決算額は18万円です。

次に、地域包括支援センター管理事業費ですが、主には職員の人件費及び地域包括支援センター協力機関の委託費で、決算額は8,767万5千円です。

次に、介護費用適正化事業費ですが、主に介護費用適正化のために事業所に対する指導を行う職員の人件費で、決算額は1,728万8千円です。

次に、家族介護教室事業ですが、これは、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等の知識及び技術習得のための教室を開催したもので、46回開催し、参加者は906人でした。決算額は138万円です。

次に、認知症高齢者見守り事業ですが、これは、徘徊高齢者の早期発見、事故防止のために、位置情報検索ができる専用端末を家族に貸与するものですが、平成20年度の実績としては7人、決算額6万8千円でした。

次に、寝たきり老人等衛生品支給事業ですが、これは、6か月以上ねたきりや認知症の状態にある人を在宅で介護している介護者に、紙おむつを現物で支給する事業ですが、決算額は1,018万1千円で、平成21年3月の支給者数は524人となっております。

次に、成年後見制度利用支援事業ですが、これは、認知症高齢者等で身寄りのな

い人や身寄りの援助を受けることができない人について、財産管理や介護サービスの利用契約などの様々な法律行為を行う上でお困りの場合、市長が家庭裁判所に対して成年後見制度の審判の申し立てを行うものですが、平成20年度の実績としては、市長申し立てを2件行い、決算額は1万4千円でした。

次に、福祉用具住宅改修支援事業ですが、昨年度利用された方は16人でした。要介護になられた方が住宅改修を行う際の書類申請を支援する事業で、決算額は3万2千円です。

次に、配食サービス事業ですが、決算額は950万2千円で、配食数は32,091食でした。1日1食、週5日を限度として自宅まで食事を配達し、併せて安否確認を行う事業です。概ね65歳以上の独居者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、心身の状況や環境により栄養改善が必要とされる人に対し補助を行うものです。平成21年3月末現在で、登録者数は365人となっております。

次に、介護相談員派遣事業の決算額は65万8千円です。これは、市から委嘱を受けた介護相談員が、特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホームの利用者の方から話を聞いて、要望や不満などを事業者へ橋渡しすることで、問題の改善や介護サービスの質的向上を図る活動をしております。平成20年度は、16施設で延べ435人を派遣しております。

地域支援事業全体の決算額は、1億3,462万7千円となっております。

続きまして、資料18ページの保健センターが実施しております事業について、ご説明いたします。

平成18年度より、65歳以上の方につきましては、介護保険法に基づきまして、介護予防に資する事業が実施されておりますことから、一部の事業に関しましては、40歳から64歳までの方を対象としております。

まず、健康手帳についてご説明します。40歳以上のすべての方を対象に、各公民館やがん検診の実施場所において交付しております。平成20年度の実績は、1,469冊です。

次に、健康教育ですが、マンツーマンで行う個別健康教育と講演会のような集団健康教育に分かれます。個別健康教育につきましては、特定健康診査・特定保健指導が始まりましたことにより、保健センターでは、集団健康教育のみ実施してまして、実施回数182回で、3,502人の方に実施しております。

次に、健康相談ですが、各病気に重点をおく重点健康相談と総合健康相談に分かれております。重点健康相談は、145回、延べ2,245人の方に実施しております。総合健康相談は、255回、1,204人の方に実施しております。

次に、健康診査についてですが、従来の基本健康診査は、平成19年度までで終了して、平成20年度からは特定健康診査に移行になり、保健センターの健診事業からははずれております。実績は、胃がん検診1,260人、肺がん検診1,370人、大腸がん検診1,751人、子宮がん検診819人、乳がん検診530人、骨粗しょう症検診96人、成人歯科検診628人となっております。集団検診、総合検診というかたちをとって、受診率のアップに努めておりますが、なかなか実績が伸び悩んでいる状況です。子宮がん検診に関しましては、平成17年度より国が

	<p>ら2年に1回の実施ということになりましたので、人数が減っております。乳がん検診につきましても、平成15年度までは触診による診察だったものが、平成16年度からはマンモグラフィという機器による診断方法に変わり、受診できる人数に限られるようになったため減っております。</p> <p>最後に、訪問指導についてですが、平成18年度より老人保健法の改正により、40歳から64歳の方が保健センターの対象ということになったのですが、これまで訪問してかかわってきた方や、地域包括支援センターとの連携により困難事例等にも訪問しております。実績は、要指導者が39人、個別健康教育1人、閉じこもり予防0人、介護家族116人、寝たきり者5人、認知症高齢者0人、その他39人の計200人となっております。なお、平成20年度より、訪問看護師が1名減となり、訪問指導者が減少しました。</p> <p>以上で、平成20年度の保健センターの事業報告を終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から「平成20年度の実績」について説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>資料17ページの地域支援事業実施状況について、配食サービス事業費ですが、平成19年度の延べ配食数33,399食に対して、平成20年度の延べ配食数が32,091食と減っているのに、決算額が増えている理由を教えてください。</p>
事務局	<p>配食数が減ったのに、決算額が180万円ほど増えた理由ですが、平成20年度に配食サービス事業に従事する臨時職員を雇用したことから、その人件費分が増額になったことが、その主たる原因です。</p>
委 員	<p>資料16ページの老人短期入所事業において、過去2年間は3人の利用者がいるのに、平成20年度は利用者がいないのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>この事業については、庁内の事務事業評価委員会においても事業の必要性が議論されたほど、もともと利用者が少ない事業でありますので、平成20年度においては、たまたま利用者がいなかったということだと思います。</p>
委 員	<p>この事業について、関係機関への周知、啓蒙はされていますか。</p>
事務局	<p>この事業については、関係機関への周知や介護保険のパンフレットへも掲載をしております。</p>
委 員	<p>資料17ページの特定高齢者施策事業について、検診の実施方法が変わって、本来、必要な方が検診を受ける機会を逃してしまったりしているのではないのでしょうか。新居浜市のがん検診の受診率が愛媛県の中で一番低いということですが、集団</p>

	<p>検診は受診者を把握できていると思いますが、個人で受診した人を把握できているのでしょうか。市政だよりに掲載したり、公共施設にお知らせを掲示するだけでは、周知はなかなかできないと思いますので、周知方法についてはもっと工夫をするよう検討をお願いします。また、先ほど、訪問看護師が1名減となったと報告がありましたが、保健福祉分野の事業縮小につながることはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>特定高齢者施策事業の周知につきましては、昨年度の反省も踏まえ、今年度は4月号の市政だよりに掲載し、全戸に配布いたしまして、回答をいただく方法に変更いたしました。また、訪問看護師が1名減となった件ですが、必要数は確保できていますので、今後、訪問指導の件数が増えるということになれば、増員を要望してまいります。</p> <p>また、新居浜市のがん検診の受診率が県下で一番低いという問題ですが、今年度から、集団健診において、特定検診とセットでがん検診を受けることができるようにいたしました。さらに、土曜日曜にも検診を受けることができるように取り組んでおります。しかし、まず第一には、市民の健康に関する知識、理解が必要ですので、今後、市政だより等での市民の意識向上の啓発に取り組めます。</p>
委員	<p>資料17ページの介護予防一般高齢者施策事業費の中で、サロン講師派遣について、その事業内容を教えてください。</p>
事務局	<p>平成20年度から始めた事業ですが、昨年度は事業の周知が徹底できませんでした。講師派遣については、社会福祉協議会の各校区の支部長を通じて、依頼していただく形式をとっています。また、昨年度は選んでいただくメニューが少なかったということも需要が伸びなかった原因と考えられますので、今年は、メニューを倍増したうえで、各支部長宛に案内をいたしております。</p>
委員	<p>資料17ページの認知症高齢者見守り事業費について、その手続き等について説明してください。</p>
事務局	<p>認知症高齢者に対し、インターネットに接続した位置情報検索ができる端末を貸し出し、いなくなった時にインターネットに接続して位置を検索し、現在地を特定するというシステムです。申込みは、介護福祉課で受け付けております。利用料は、月額525円ですが、インターネット接続料や契約している警備会社に現場に行ってもらう場合は、別途費用がかかります。</p>
委員	<p>サロンの講師派遣についてのお願いですが、今年はたくさんのメニューを準備しているということですが、本来、家で閉じこもっている方に出てきてほしいけれども、なかなか出てきてくれません。みんなが楽しいと思い、誘いあって来てくれるような運営をしていただきたい。</p>



事務局	<p>サロンの講師派遣については、ご意見をいただいたとおり努力をさせていただきます。今年のメニューにないものであっても、ご希望があれば、可能な限り対応させていただきます。</p>
会長	<p>(質疑終了) それでは、平成20年度は報告どおりの実績で推移したということで、ご了承願いますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、平成20年度の実績は報告どおりで推移したということでご了承をお願いします。</p> <p>次に、議題の(2)であります「平成21年度地域密着型サービス事業者の公募結果」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>老人福祉施設いわゆる小規模特別養護老人ホームが、4つの日常生活圏域に各1施設の合計4施設、また、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームにつきましては、21年度に整備が完了予定の4つの日常生活圏域に各1施設の合計4施設、小規模多機能型居宅介護につきましては、22、23年度に整備が完了予定の4つの日常生活圏域に各1施設の合計4施設でございます。</p> <p>次に応募状況でございます。まず、小規模特別養護老人ホームにつきましては、川西地区1事業所、川東地区2事業所、上部東地区2事業所、上部西地区0でございました。次に、グループホームにつきましては、川西地区1事業所、川東地区3事業所、上部東地区4事業所、上部西地区1事業所でございます。なお、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、応募は0でございました。この結果、地域密着型サービス運営委員会におきまして、6月25日、11法人14事業所のプレゼンテーション方式での審査を行っていただきました。</p> <p>その審査の結果でございます。資料2をお目通しください。出席委員13人の委員のうち、最高点と最低点を除いた委員の平均点で評価をいたしました。地域密着型介護老人福祉施設、小規模特別養護老人ホームにつきましては、川西地区は、はぴねす福祉会が69.9点、川東地区は、すいよう会が72点、A法人が69.6点でございました。上部東地区は、ふたば会が67.7点、B法人が64.9点でございました。</p> <p>次に、認知症対応型共同生活介護、グループホームにつきましては、川西地区は、お茶屋の里が61.7点、川東地区は、すいよう会が72.5点、C法人が66.2点、D法人が58.2点でございました。上部西地区は、ふじが62.8点でございました。上部東地区は、はぴねす福祉会が68.8点、E法人が68.5点、F法人が63.7点、G法人が59.6点でございました。</p> <p>以上が4月以降の公募から審査に至るまでの経過でございますが、公募の時点と現在とでは国の情勢が大きく変わってまいりました。それが、添付いたしております資料「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」の活用と合わせ、保険者に対し積極的な事業所開設への支援が促されている点でございます。</p>

この臨時特例交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行うことを趣旨といたしております。

そこで、新居浜市といたしましても、このような状況の変化を受け、今回の審査結果を踏まえまして、第4期事業計画の前倒し等について検討いたしましたのが、資料3「第4期介護保険事業計画における介護保険施設整備計画」でございます。小規模特別養護老人ホームにつきましては、黒字で示しておりますとおり、平成22年度当初から2施設、半ばから2施設、23年度半ばから2施設の整備計画でございますが、今回の公募の結果、21年度半ばから1施設、はびねす福祉会が開設可能であること、22年度半ばからは3施設、すいよう会、ふたば会、B法人が開設可能であること、さらには22年度末から1施設、A法人が開設可能であること、また、これら5事業所の評価という点におきましても、採点結果としては1位、2位と僅かな差が生じたものの、いずれも高い評価を受けておりますこと。また、日常生活圏域のバランスもとれておりますことから、3か年における整備計画を赤字で示しておりますとおり、前倒しして実施いたしたい。つまり今回の公募での決定数を5施設といたしたいと考えているところでございます。

このことによる給付費への影響でございますが、通年換算での利用者数は3か年で232人と見込んでおりましたが、前倒しで整備したことにより245人となりますが、その増加数は13人と小幅なことから大きな影響は生じないものと考えております。

なお、グループホームにつきましては、計画のとおり各年4施設の整備といたしますが、公募の時期を早く設定し、22年度整備分については今年度後半の早い時期に公募を行うことで、事業所が開設に向けての早めの対応がとれるよう努めてまいります。また、今回の公募では日常生活圏域のバランスを考慮し、それぞれの圏域ごとの審査といたしましたが、今後は、得点の高い事業所から順に採択してまいりたいと考えております。

最後になりますが、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、現在のところ、愛媛県から国に対し要望をあげている段階でございまして、新居浜市に対する配分額等については確定しておりません。従いまして、事業者に対しまして明確にお示しできる内容がございませんが、明確になった時点で今回応募のあった事業者に対しまして、内容をお伝えいたしたいと考えております。また、認知症高齢者グループホームにつきましては、公募時点では、交付金を活用いたしますと1圏域1億円の上限を超えますことから、交付金の活用はしないことといたしておりましたが、この限度額が撤廃されるなど介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の活用が可能な条件が整いましたら、活用する方向で進めてまいりたいと考えております。

会 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「平成21年度地域密着型サービス事業者の公募結果」について説明がありましたが、介護保険施設整備計画の前倒し、臨時特例交付金等につ

	<p>いてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>グループホームの公募を前倒しするということですか。</p>
事務局	<p>グループホームにつきましては、今回採択するのは各圏域1か所でございます。なお、22年度に整備する計画分の公募の時期を、今年度の早い時期、例えば10月～11月頃に設定したいと考えております。その審査につきましては、圏域ごとではなく、審査において評価点の高い順に採択したいと考えております。</p>
委員	<p>評価点の高い順というのわかりますが、特定の圏域に施設が偏るということになる可能性があるので、地域性を考慮して、公募をしないといけないのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>高齢者福祉計画の中の重点目標で、「高齢者が長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、身近な地域の中で、必要なサービスが受けられることが大切である。」ということが謳われています。それと、同じく重点目標の介護保険サービス基盤の整備の中で、「高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じたサービスを市内全域において確保することが重要である。」ということも謳われています。小学校区でみると、ある校区に多くの施設がかたまり、ある校区には全くないというアンバランスな状況になっていますので、地域性を考えていくことが必要だと思います。</p>
事務局	<p>当然のことながら、協議会のご意見は尊重させていただき、今後の公募の参考にさせていただきます。</p>
委員	<p>小規模特養の指定をどうされるのかを、確認のためもう一度聞かせてください。</p>
事務局	<p>資料3にございますが、当初の公募数4施設に対し、5法人より応募があり、応募のなかった上部西を除く3つの圏域で、3法人が評価点1位となり、2法人が次点となりましたが、次点となった2法人についても、各圏域1位の法人との得点差はわずかで、高い評価を受けていること、また、圏域別でも、川西1、川東2、上部東2というバランスになっていることから、今回の公募において、応募のあった5法人をすべて採択するということとございます。</p>
委員	<p>施設整備の費用は、事業者が負担するのでしょうか。事業者がすべて負担しなければならないのならば、施設用地の取得費用が安価な山の手等の場所に多く集中すると思うのですが。それと、地域密着型の施設は、その生活圏域の人でないと入所できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>施設の運営につきましては、法人の出資により、法人が土地を取得し、建物も建</p>

	<p>設するということです。市の補助金はございませんが、臨時特例交付金が国から県に基金として積み立てられ、その基金を利用して施設の建設費用に充てるということは制度的に可能です。</p> <p>それと、介護保険事業計画の中で、施設整備量を決定し、保険者であります新居浜市が施設を整備する事業者を選定します。また、整備される施設は、地域密着型の施設ですので、新居浜市民しか利用はできませんし、新居浜市民であればどの生活圏域の施設でも利用できます。</p>
委員	施設の職員の資格や年齢等の配置基準について、教えてください。
事務局	人員の配置基準につきましては、決められた役職、資格等の配置基準があります。
委員	<p>介護職員は、介護福祉士の資格があるのが理想ですが、今のところは介護福祉士の代わりにヘルパー2級の資格を持たれている方もいます。ただ、資格を持っていないと介護職員になれないわけではなく、資格を持っていないでも介護職員になっている方もいます。志のある方は、3年間勉強して、介護福祉士にチャレンジする方もいますが、介護職員が、必ず資格を持っていないといけないということではありません。</p> <p>それと、年齢については、各法人の考え方によりますが、介護職員の確保が困難な状況ですから、定年延長やその人の健康状態とかを考慮して、各法人が決めることだと思えます。</p>
委員	地域密着型介護老人福祉施設の前倒しの件ですが、第4期介護保険事業計画での公募は、もともと1回の予定だったのでしょうか。それとも、次年度も公募する予定ですか。
事務局	地域密着型介護老人福祉施設の公募につきましては、今年度4施設、残り2施設を平成22年度当初に公募する予定でした。
委員	前倒しする場合、もう一度公募はしないのですか。
事務局	5月に公募を実施しておりますので、前倒しのために改めて公募は行いません。
会長	<p>(質疑終了) それでは、事務局より説明のあった介護保険施設整備計画の前倒し、臨時特例交付金等の取り扱いについて、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	それでは、介護保険施設整備計画の前倒し、臨時特例交付金等について、ご了承をいただきました。

事務局	<p>次に「その他」として、事務局から何か報告等がありましたらお願いします。</p> <p>現在の委員の皆様の任期が、8月末日までとなっておりますので、市民公募の委員さんにつきましては、8月に公募を行い、他の委員さんにつきましては、所属する団体に委員の推薦依頼をいたしまして、9月から3年の任期で委員に就任していただきます。</p>
会長	<p>それでは、予定いたしておりました議題は終了いたしました。長時間にわたりました、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>